

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年2月13日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(登録簿)

第3条 京都府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の機関(議会を除く。以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「登録簿」という。)を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の内容
- (6) 個人情報の対象者
- (7) 法第69条第2項の規定による保有個人情報の利用又は提供を經常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 広域連合の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 広域連合の機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料及び費用の負担)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、徴収しないものとする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された行政文書の写し等の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、広域連合の機関が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合の機関は、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、広域連合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、広域連合の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、広域連合の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(審査会への諮問)

第8条 広域連合の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第26号）第1条に規定する京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場

合

(3) 前2号の場合のほか、広域連合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第9条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第27号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行前において、旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者に係る旧条例第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定の施行の前日に旧条例第13条、第24条又は第29条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が正当な理由がないのに附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第45条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものも含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第2項の規定の施行前において旧条例第11条第3項の受託業務に従事していた者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施

行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報等を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、広域連合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。